

国連人権理事会の新人権審査制度「UPR（普遍的定期的審査）」の概要

2008年2月6日

国際人権問題委員会

UPRとは

- 2006年に国連人権機構改革により新設された人権理事会により行われる新しい制度で、4年毎に全ての国連加盟国の人権状況が審査される（ただし、理事国は任期中に審査を受ける）
- 2007年6月、国連人権理事会で、UPR制度の概要が決まり、2008年から開始される
- 日本は理事国として、2008年5月のUPR作業部会で審査を受け、その結論は2008年6月の人権理事会正式会合で採択される（日本審査のためのNGO等から国連人権高等弁務官事務所に対する情報提供期限は2008年2月8日）

審査の基準

国連憲章

世界人権宣言

審査対象国が締約国となっている人権条約

理事国選挙や人権理事会での演説等で表明された審査対象国の自主的な誓約

適用可能な国際人道法

審査の基礎となる情報

審査対象国の政府報告書（最大20頁）

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が作成する条約機関・特別手続等の国連文書の要約（最大10頁）

OHCHRが作成するNGO等利害関係者から提供された情報の要約（最大10頁）

審査の具体的な流れ

審査の基礎となる文書の作成提出

理事国の中からくじで選ばれた各審査対象国の審査担当となる3ヶ国の代表（トロイカ報告者）が審査事項及び質問を作成し、審査対象国に送付

作業部会（人権理事会と同じ構成＝47理事国＋オブザーバー参加の国連加盟国）での審査

- ・ 1ヶ国の審査は3時間で“建設的な対話”として行われる
- ・ トロイカ報告者が審査を担当
- ・ NGOは参加できるが発言はできない

- ・ トロイカ報告者が起案した審査報告書を作業部会で採択
- 人権理事会本会合（47理事国＋オブザーバー参加の国連加盟国）への作業部会報告書提出・討議・結論採択
- ・ 作業部会で採択された審査報告書の報告
 - ・ 結論採択前に審査対象国、他の国連加盟国の他、NGOも発言の機会がある
 - ・ 結論採択のための討議は1ヶ国につき最長1時間
- 結論の実施・フォローアップ

自由権規約委員会等条約機関による報告書審査制度との違い・関係

- 条約機関による報告書審査は締約国対象、UPRは国連全加盟国が対象
- 条約機関による報告書審査は個人専門家による審査、UPRは国家による相互審査
- UPRは条約機関の報告書審査と重複せず、これを補足し、価値を付加するものとされている
- 条約機関の総括所見はUPR審査の基礎情報とされる

UPRにおけるNGOの参加・役割

- 審査対象国の自主的誓約はUPRの基準とされ、結論に盛り込まれる
 - 政府に対し、自主的誓約を表明するよう働きかける
- 政府報告書審査の作成過程において、政府はNGOと協議することが奨励される
 - 政府に対し、NGOとの協議を求める
- NGOは審査の基礎となる情報をOHCHRに提出できる
- NGOはUPR作業部会及び結論が採択される人権理事会本会合に参加し、人権理事会本会合では、結論採択前に発言ができる（トロイカ報告者・理事国・他の加盟国への働きかけ）
- 理事国政府に対し、代表団に専門家を含めるよう、特にトロイカ報告者として専門家を指名するよう働きかける
- 理事国政府に対し、他の審査対象国の人権状況における発言について働きかける
